資料1

「桑名市地域包括ケア計画」に込められた思い

～事業者に対する期待を中心として～

― 「桑名市介護保険トップセミナー」 ―

本物力こそ桑名力

桑名ブランドキャッチフレーズ
ロゴマーク

他ではまねできない、桑名ならではの
たくさんの“本物”を見つけ出し、
磨き上げ、より素晴らしいものにしていく
力を「本物力」と名付けました。
木曽三川が流れ込む桑名を
桑名城の形状であった扇の要と見立てた
イメージ等を桑名のイニシャルである
「K」のマークで表現しました。

平成27年3月14・16日

桑 名 市 副 市 長

田　中　謙　一

「桑名市地域包括ケア計画」に込められた思い

○ 「桑名市地域包括ケア計画」は、
① 介護保険の被保険者である高齢者及びその家族
② 介護保険制度の中でサービスを提供する医療機関及び介護事業所
のほか、
① 介護保険の保険者である桑名市の職員
② その委託を受けて事業を運営する準公的機関である
桑名市地域包括支援センターの職員
③ 地域福祉を推進する準公的団体である桑名市社会福祉協議会の職員
も含め、基本的な方針を提示してその共有を働き掛ける
「規範的統合」を推進するための重要なツール。

○ 「桑名市地域包括ケア計画」については、
「地域包括ケアシステム」の構築に関する「テキストブック」となるよう、
① 厚生労働省が全国に提示した基本的な枠組みの趣旨及び内容
② 桑名市が地域の実情に応じて展開する具体的な取組みの趣旨及び内容
③ 施策の根拠となる文書（データを含む。）
等を幅広く記載。

「地域包括ケアシステム」とは

「全員参加型」で
「2025年問題」を乗り越えるための
「地域支え合い体制づくり」

（注） 平成37年（2025年）には、「団塊の世代」が75歳以上に到達。

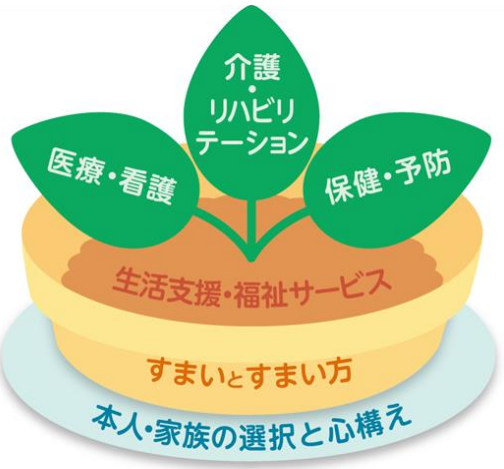

＜出典＞ 「地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点」（平成25年3月地域包括ケア研究会）

地域包括ケアシステムの姿

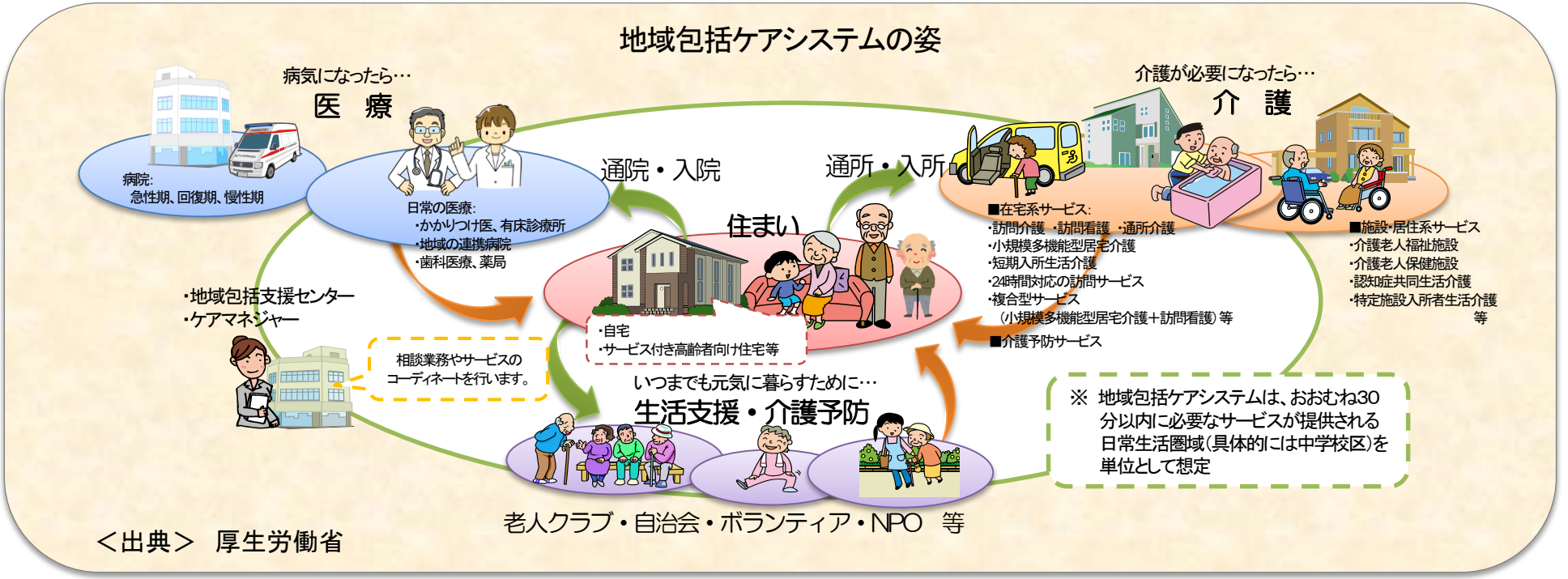

＜出典＞ 厚生労働省

「地域包括ケアシステム」の構築の必要性

20世紀＝短命社会
『病院の世紀』

生活環境の変化に強い
青壮年期の患者を対象に
疾病を治癒して社会復帰を目指す
「治す医療」

「病院完結型医療」
（＝病院単独で提供される医療）

長期入院
（病院の中で管理された人生の最期）

施設に収容する福祉

豊富な若年労働力
家族と同居する高齢者

専門職依存型のサービス提供

“支え手”と“受け手”との分離・固定化
（地域コミュニティの衰退）

21世紀＝長寿社会
『地域包括ケアの世紀』

生活環境の変化に弱い
老年期の患者を対象に
疾病と共存して生活の質の維持・向上を目指す
「治し・支える医療」

「地域完結型医療」
（＝病院を含む地域全体で提供される医療）

“ときどき入院・ほぼ在宅”
（自分らしい生活の中での幸福な人生の最期）

地域に展開する介護

希少な若年労働力
独り暮らしの高齢者

地域住民参加型のサービス提供

“地域支え合い体制づくり”
（地域コミュニティの再生）

「桑名市地域包括ケア計画」の基本理念

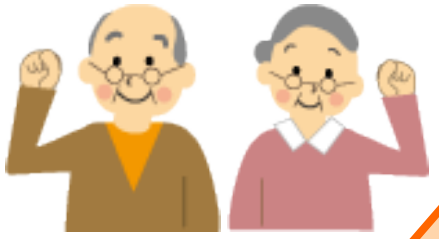

高齢者の尊厳保持・自立支援

（介護保険法第1条）

セルフマネジメント（「養生」）

健康の保持増進　（介護保険法第4条第1項）　能力の維持向上

介護予防に資するサービスの提供

（介護保険法第2条第2項及び第5条第3項）

一般高齢者　要支援者　要介護者

在宅生活の限界点を高めるサービスの提供

（介護保険法第2条第4項及び第5条第3項）

在宅サービス　施設サービス

身近な地域での多様な資源の「見える化」・創出

『介護予防・日常生活支援総合事業』
『生活支援体制整備事業』

多職種協働によるケアマネジメントの充実

『地域ケア会議』
『在宅医療・介護連携推進事業』
『認知症総合支援事業』

施設機能の地域展開

『従来の在宅サービスと異なる内容の新しい在宅サービス』

身近な地域での多様な資源の「見える化」・創出

訪問

桑名市
桑名市地域包括支援センター
桑名市社会福祉協議会
（専門職等）

「見える化」
・創出

専門職が専門的なサービスの提供に集中する

短期集中予防サービス
（専門職）

心身機能

保健師、看護師、管理栄養士、
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、
歯科衛生士、社会福祉士、介護福祉士、
訪問介護員等

訪問介護
（専門職）

通所介護
（専門職）

「サポーター」（地域住民）

高齢者サポーター、民生委員、食生活改善推進員、
シルバー人材センター、ボランティアグループ、民間事業者等

生活機能の向上
（運動、栄養、口腔、認知等）

高齢者が介護保険を『卒業』して地域活動に『デビュー』する

参加

高齢者

活動

参加

「通いの場」（地域住民）

高齢者サポーター、健康推進員、地区社会福祉協議会、
自治会、老人クラブ、ボランティアグループ、民間事業者等

桑名市
桑名市地域包括支援センター
桑名市社会福祉協議会
（専門職等）

「見える化」
・創出

通所

【参考１－１】地域住民を主体とする「サポーター」
－「認知症見守りボランティア　あんしん」－

○　地域において、認知症高齢者を支援するため、「見守り」を確保することは、重要。

○　平成22年度、「認知症見守りボランティア養成講座」を修了した有志により、「認知症見守りボランティア あんしん」を結成。

○　具体的には、次に掲げる等の活動を展開。

①　平成23年度以降、認知症等に関する講演会及び勉強会に参加。

②　平成23年度以降、認知症高齢者を対象として、認知症対応型共同生活介護事業所や自宅を訪問し、寄り添い、声掛け、話し相手等を内容とする「見守り」を提供。

（注）平成25年度には、延べ18回にわたって4か所の認知症対応型共同生活介護事業所を、延べ2回にわたって2か所の自宅をそれぞれ訪問。

③　平成24年度以降、中央地域包括支援センターと協働し、認知症高齢者の家族を対象として、「認知症家族のつどい」を開催。

（注）平成25年度には、4回にわたり、延べ14人の参加を得たところ。

④　平成26年度には、初めて、中央地域包括支援センターと協働し、「認知症カフェ」（＝「認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場」）に相当する「ほっとやすらぎ空間」を開催。

（注）平成26年度には、2回にわたり、延べ16人の参加を得たところ。

【参考１－２】地域住民を主体とする「サポーター」
－長島圏域のボランティアグループ「ニコニコ会」・「スマイル」－

○　独り暮らし高齢者について、栄養の改善及び安否の確認を図ることは、重要。

○　平成3年度、旧長島町社会福祉協議会の呼び掛けを受けて、ボランティアグループ「ニコニコ会」・「スマイル」を結成。

○　具体的には、長島圏域在住の独り暮らし高齢者のうち、「桑名市訪問給食サービス事業」を利用しないものを対象として、各月の第１～3水曜日、夕食を提供。

（注）　各月の第4週に長島福祉健康センターで開催される「生きがい広場」では、昼食を提供。

○　この場合においては、長島福祉健康センターを拠点として、「ニコニコ会」で弁当の調理を、「スマイル」で弁当の配達をそれぞれ担当。

（注1）　弁当の食材の一部には、会員が自らの畑で収穫した季節の野菜を使用。
（注2）　利用者負担は、材料費相当分で1回当たり400円。
（注3）　利用実績は、平成25年度には、延べ984回。

【参考１－３】地域住民を主体とする「サポーター」
－伊曽島地区の「いそじま朝市」－

○　買い物支援は、独り暮らし等の
　高齢者にとっては、食材調達のほか、
　地域交流のためにも、重要。

平成26年2月19日
「いそじま朝市」

○　平成21年11月、「Aコープ」伊曽島店が閉鎖。

○　それを契機として、平成23年9月以降、毎週、
　「いそじま朝市の会」において、農業協同組合の協力を得て、
　「Aコープ」伊曽島店の跡地を活用することにより、
近隣の農家、商店等の協力を得て、「いそじま朝市」を開催。

（注）「いそじま朝市の会」のボランティアは、平成26年2月現在、35人。

【参考２－１】地域住民を主体とする「通いの場」
－立教地区の「いこいの日」－

○　介護予防に資するよう、
多様な通いの場を
創出することは、重要。

平成26年6月30日
三之丸集会所「憩の郷」を活用した
三之丸老人クラブ第七楽翁会の「いこいの日」

○　平成23年8月以降、おおむね月１回、
三之丸老人クラブ第七楽翁会において、
三之丸自治会、東部地域包括支援センター等の協力を得て、
三之丸集会所「憩の郷」を活用した「いこいの日」を開催。

（注）平成25年度には、10回で延べ150人の参加を得たところ。

○　その中では、体操、レクリエーション等を実施。

○　そのほか、毎年、５月２･３日に開催される「金魚祭」に先立ち、
行燈等を補修する「三之丸楽翁会の集い」を開催。

【参考２－２】地域住民を主体とする「通いの場」
－日進地区の「サロン＆はる」－

○　介護予防に資するよう、
　多様な通いの場を創出することは、
　重要。

平成26年6月26日
「サロン＆はる」

○　平成26年4月以降、週1回、一般家庭において、
　ボランティア等の協力を得て、地域住民を対象として、
　空室を活用した「サロン＆はる」を開催。
○　その中では、会話や飲食のほか、講演会、音楽会等を実施。

（注）　1人1回当たりの参加費は、昼食・おやつ・飲み物代で500円。

【参考２－３】地域住民を主体とする「通いの場」
－城南地区の「小貝須浜ふれあいサロン」－

○　介護予防に資するよう、
　多様な通いの場を
　創出することは、重要。

平成26年6月12日
小貝須浜集会所を活用した
「小貝須浜ふれあいサロン」

○　平成26年5月以降、おおむね月１回、
　民生委員、健康推進員等において、
　小貝須浜自治会、南部地域包括支援センター等の協力を得て、
　小貝須浜集会所を活用した「小貝須浜ふれあいサロン」を開催。
　（注）平成25年5・6月の間、2回にわたり、延べ48人の参加を得たところ。
○　その中では、体操、シニアヨガ、歴史案内、オカリナ教室等を
　実施。

【参考２－４】地域住民を主体とする「通いの場」
－新西方地区の「桑名C・T（コーヒー・タイム）会」－

○　介護予防に資するよう、多様な通いの場を創出することは、重要。

○　平成21年頃、地域で喫茶店を一緒に利用していた自治会役員経験者等において、相互のコミュニケーションを通じて現役を引退した後の生活を楽しむため、「桑名C・T（コーヒー・タイム）会」を結成。

○　平成24年9月以降、新西方コミュニティーセンターを拠点として、次に掲げる同好会を運営。

① 茶話会
② いきいき体操会
③ グランドゴルフ会
④ シニアゴルフ会
⑤ 歴史探訪・ハイキング会
⑥ 囲碁クラブ
⑦ やごめの会（カラオケ・昼食会）

平成26年8月1日
「茶話会」

平成26年8月11日
「いきいき体操会」

【参考２－５】地域住民を主体とする「通いの場」
－松ノ木地区の「松ノ木ふれあいデー」－

○　介護予防に資するよう、
多様な通いの場を創出することは、
重要。

平成26年9月17日
休園中の大山田南幼稚園を活用した
「松ノ木ふれあいデー」

○　平成26年5月以降、年5回、民生委員、主任児童委員等において、休園中の大山田南幼稚園を活用した「松ノ木ふれあいデー」を開催。

○　具体的には、
①　独り暮らし等の高齢者を対象とする「松ノ木ふれあいサロン」
②　未就園児及びその保護者を対象とする「うさぎちゃんの家」
を同時に開催。
（注）平成26年5～9月の間、3回にわたり、延べ97名の参加を得たところ。

○　その中では、音楽療法のほか、高齢者に関しては懇談会等、子どもに関しては工作、水遊び等を実施。

【参考２－６】地域住民を主体とする「通いの場」－長島中部地区の「出口自治会」－

○ 介護予防に資するよう、多様な通いの場を創出することは、重要。

○ 平成22年9月以降、長島防災コミュニティーセンター等において、地域住民がボランティアとして「出口まめじゃ会」を開催。

（注）平成26年度には、4回にわたり、1回当たりで約60人の参加を得て、開催。

○ 平成24年頃より、駐車場、カラオケ喫茶、集会所、公園等において、地域住民がボランティアとして次に掲げる等の活動を展開。

① 「美笑会」（ラジオ体操）

（注）平成26年度には、7～11月の間、月10回、1回当たりで約35人の参加を得て、開催。

② 「カラオケクラブ」

（注）平成26年度には、月2回、1回当たりで約15人の参加を得て、開催。

③ 「囲碁・将棋クラブ」

（注）平成26年度には、月2回、1回当たりで約12人の参加を得て、開催。

④ 「パソコン友の会」

（注）平成26年度には、月2回、1回当たりで約15人の参加を得て、開催。

⑤ 「グランドゴルフクラブ」

（注）平成26年度には、月2回、1回当たりで約25人の参加を得て、開催。

⑥ 「出口ソフトボール」

（注）平成26年度には、3～11月の間、月3回、1回当たりで約20人の参加を得て、開催。

平成26年6月26日
「出口まめじゃ会」

平成26年12月9日
「カラオケクラブ」

施設機能の地域展開 ～施設と同じ安心を自宅に届ける「新しい在宅サービス」～（1）

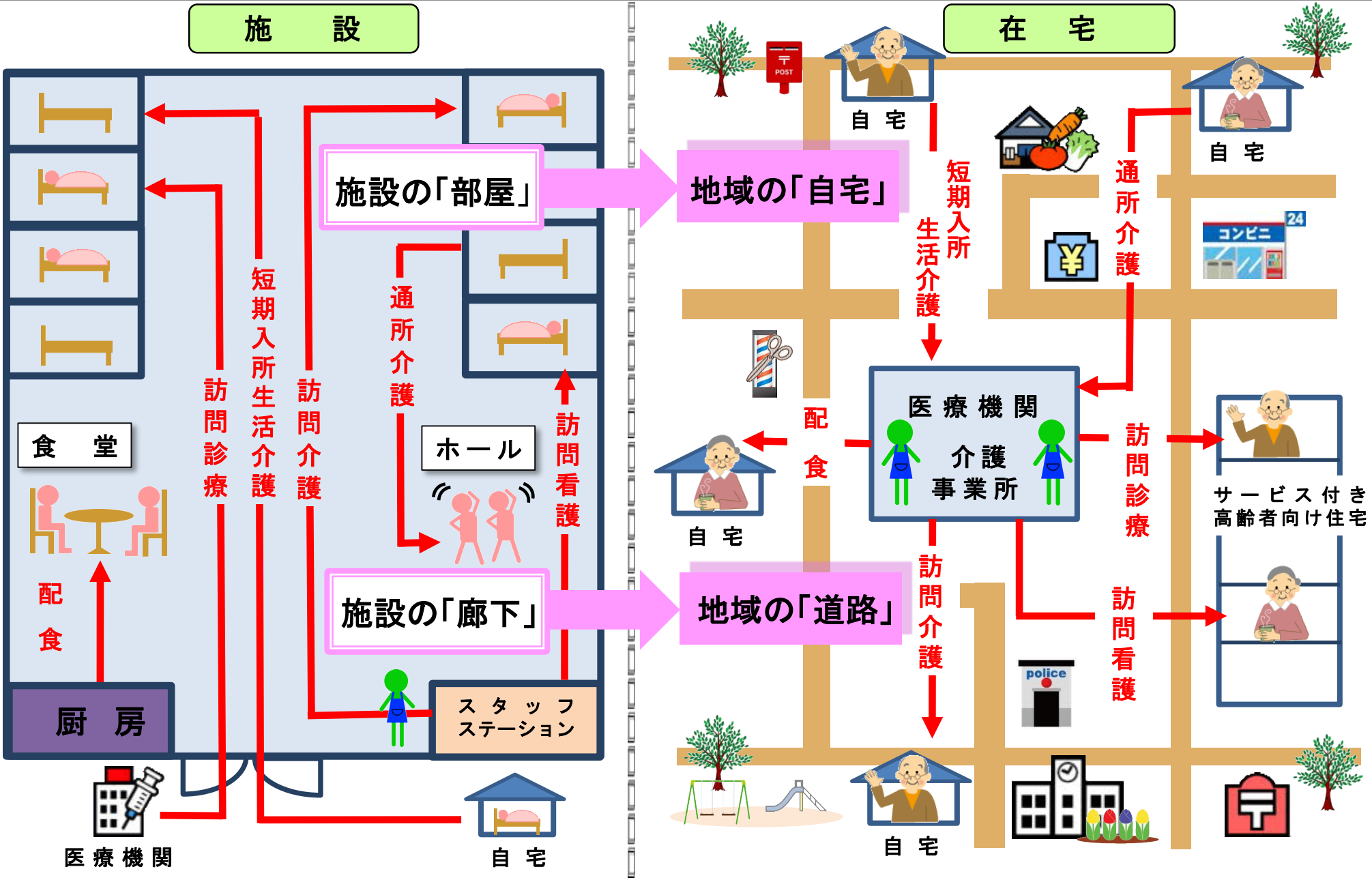

施設機能の地域展開 ～施設と同じ安心を自宅に届ける「新しい在宅サービス」～（2）

従来の在宅サービス

出来高払いの介護報酬・利用者負担（“回転寿司方式”）

訪問介護
（身体介護・30分以上1時間未満）
（要介護）
405円/1時間
291,600円/月
（24時間×30日）

訪問看護
（30分以上1時間未満）
（要介護）
849円/1時間
611,280円/月
（24時間×30日）

短期入所生活介護
（併設型・ユニット型個室）
（要介護３）
841円/1日
25,230円/月
（30日）

通所介護
（小規模型・7時間以上9時間未満）
（要介護）
1,034円/1日
93,060円/月
（24時間×30日）

新しい在宅サービス ← 施設サービス等

新しい在宅サービス
- 小規模多機能型居宅介護等
- 複合型サービス
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

施設サービス等
- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 介護老人保健施設
- 認知症対応型共同生活介護

定額払いの介護報酬・利用者負担（“飲み放題方式”）

小規模多機能型居宅介護

【要介護 5】	27，735円／月
【要介護 4】	25，154円／月
【要介護 3】	22，790円／月
【要介護 2】	15，668円／月
【要介護 1】	10，661円／月

介護老人福祉施設（ユニット型個室）

【要介護 5】	27，545円／月
【要介護 4】	25，511円／月
【要介護 3】	23，478円／月
【要介護 2】	21，290円／月
【要介護 1】	19，257円／月

注　利用者負担は、介護報酬の１割に相当するものであり、食費、居住費等を含まない。

【参考1】「小規模多機能型居宅介護」

「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、**随時「訪問」や「泊まり」**を組み合わせてサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援するため、小規模多機能型居宅介護が創設された（平成18年4月創設）。

利用者の自宅

在宅生活の支援

小規模多機能型居宅介護事業所

様態や希望により、「訪問」

「訪問」

人員配置は固定にせず、柔軟な業務遂行を可能に。

どのサービスを利用しても、なじみの職員によるサービスが受けられる。

「通い」を中心とした利用

様態や希望により、**「泊まり」**

《利用者》

○1事業所の登録定員は25名以下
○「通い」の利用定員は登録定員の2分の1～15 名の範囲内
○「泊まり」の利用定員は通いの利用定員の3分の1～9名の範囲内

《人員配置》

○介護・看護職員
日中：通いの利用者3人に1人＋訪問対応1人
夜間：泊まりと訪問対応で2人（1人は宿直可）

○介護支援専門員1人

《設 備》

○居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さ

○泊まりは4．5畳程度でプライバシーが確保できるしつらえ

○要介護度別の月単位の定額報酬

運営推進会議

利用者、利用者の家族、地域住民、市町村の職員、地域包括支援センターの職員等による会議において、おおむね2月に1回以上、活動状況等について協議・報告・評価を行う。

○　外部の視点の評価による地域に開かれたサービス
○　サービスの質の確保

＜出典＞　厚生労働省

【参考2】「複合型サービス」

○ 複合型サービスでは、主治医と事業所の密接な連携のもとで、医療行為も含めた多様なサービスを24時間365日利用することができる。
※ 医療ニーズへの対応が必要で小規模多機能型居宅介護事業所では登録に至らなかった利用者が、複合型サービス事業所では登録できる。

○ 事業所のケアマネが「通い」、「泊まり」、「訪問看護」、「訪問介護」のサービスを一元的に管理するため、利用者や家族の状態に即応できるサービスを組み合わせることができる。

○ 地域の協力医療機関等との連携により、急変時・休日夜間等も対応可能な体制を構築できる。

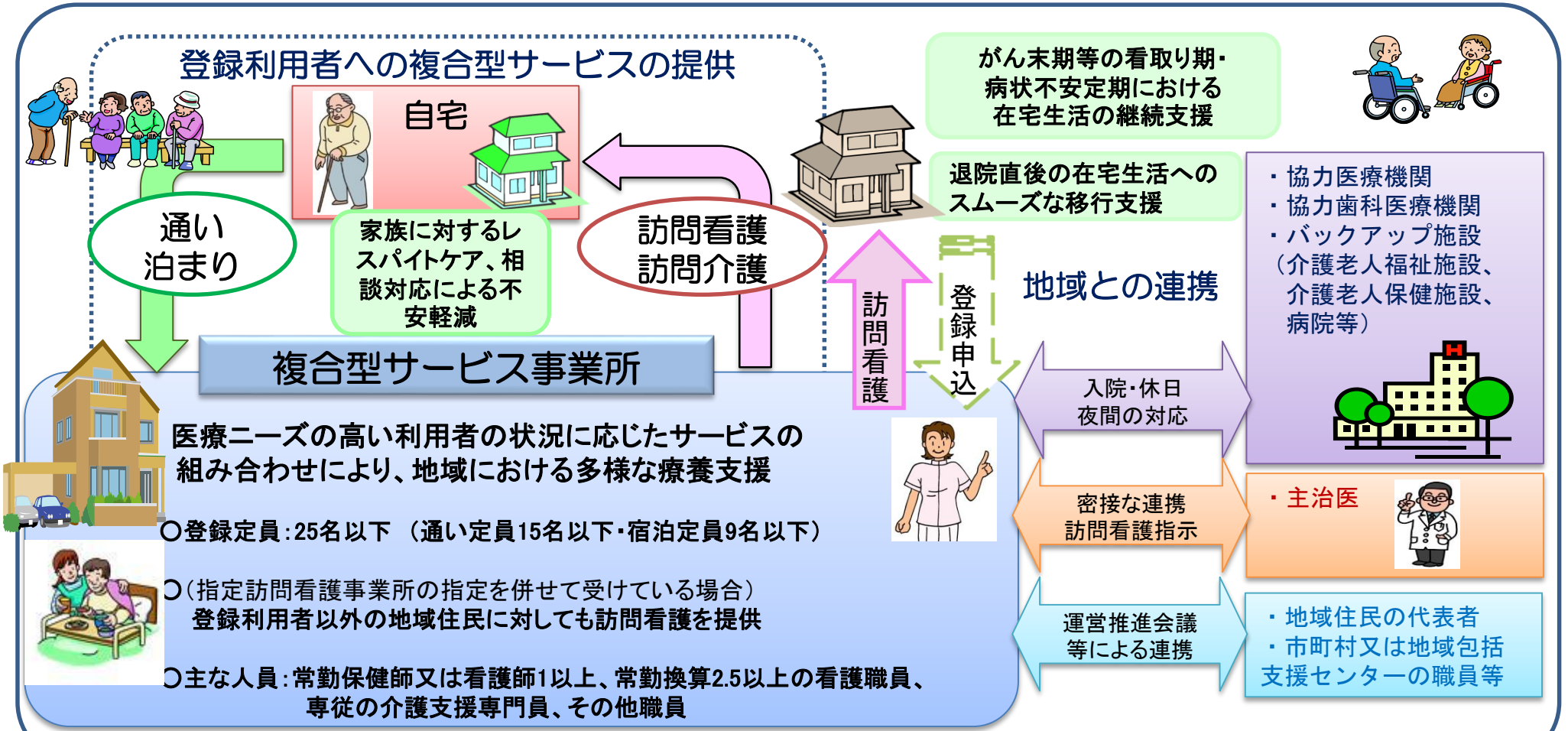

＜出典＞ 厚生労働省

【参考3】「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」

○ 訪問介護などの在宅サービスが増加しているものの、**重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みが不足**していることに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して**医療と介護との連携が不足**しているとの問題がある。
○ このため、①日中・夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時の対応を行う**「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」**を創設（2012年４月）。

＜定期巡回・随時対応サービスのイメージ＞

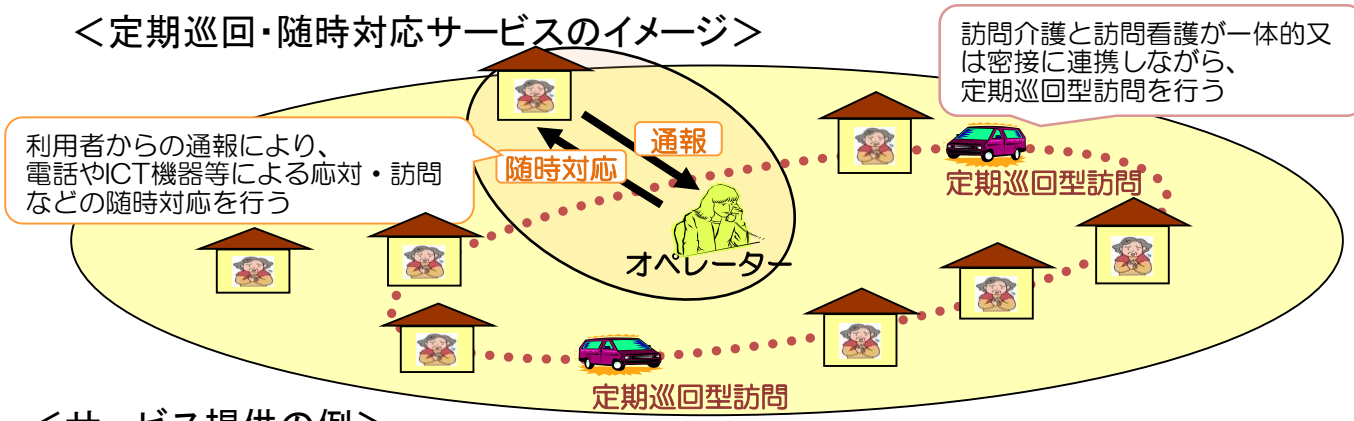

参入していない事業者は、
「夜間・深夜の対応が中心」
「コール対応が中心」 等のイメージ

実態は、

夜間・深夜の対応は日中と比べて少なく、利用者からのコールも少ない。（イメージが実態と大きく異なっていることが多い。）

【三菱UFJリサーチ＆コンサルティング調査より】

＜サービス提供の例＞

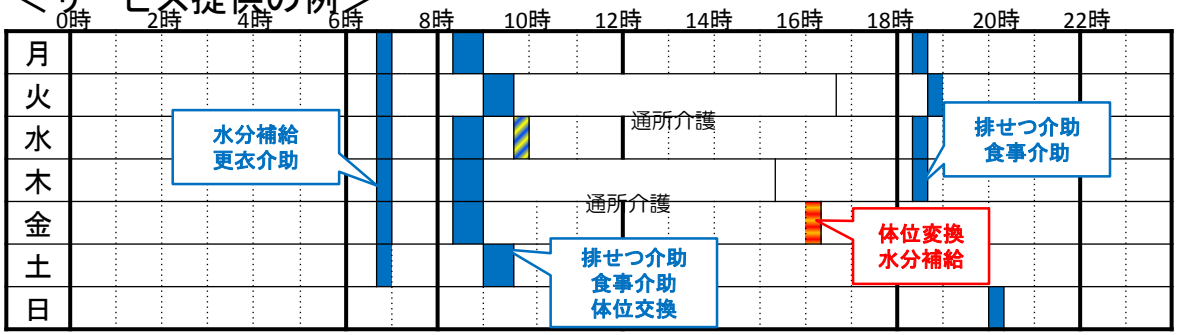

・**日中・夜間を通じて**サービスを受けることが可能

・**訪問介護と訪問看護を一体的に**受けることが可能

・定期的な訪問だけではなく、**必要なときに随時サービス**を受けることが可能

＜参考＞

1．第5期介護保険事業計画での実施見込み

平成24年度	平成25年度	平成26年度
189保険者 （0．6万人／日）	283保険者 （1．2万人／日）	329保険者 （1．7万人／日）

＜出典＞ 厚生労働省

2．社会保障・税の一体改革での今後の利用見込み

平成27年度	平成37年度
1万人／日	15万人／日

多職種協働によるケアマネジメントの充実

介護保険を
『卒業』して
地域活動に
『デビュー』する

「セルフマネジメント（養生）」

高齢者
（介護保険の被保険者）
及びその家族

住み慣れた
環境で
生き生きと
暮らし続ける

介護予防に資するケアマネジメント

一般高齢者 ⇔ 要支援者 ⇔ 要介護者

在宅生活の限界点を高めるケアマネジメント

在宅サービス ⇔ 施設サービス

「地域ケア会議」の一類型としての「地域生活応援会議」

「サービス担当者会議」

介護支援専門員
（ケアマネージャー）

連携

サービス担当者
（医療、介護、予防、
日常生活支援等）

多職種協働での支援

- 保健師
- 管理栄養士
- 社会福祉士
- 理学療法士
- 主任介護支援専門員
- 歯科衛生士
- 薬剤師等

「地域包括支援センター長会議」等

桑名市地域包括支援センター
（桑名市の委託を受けた準公的機関）

連携

桑名市
（介護保険の保険者）

【参考】在宅復帰を支援する退院調整のイメージ

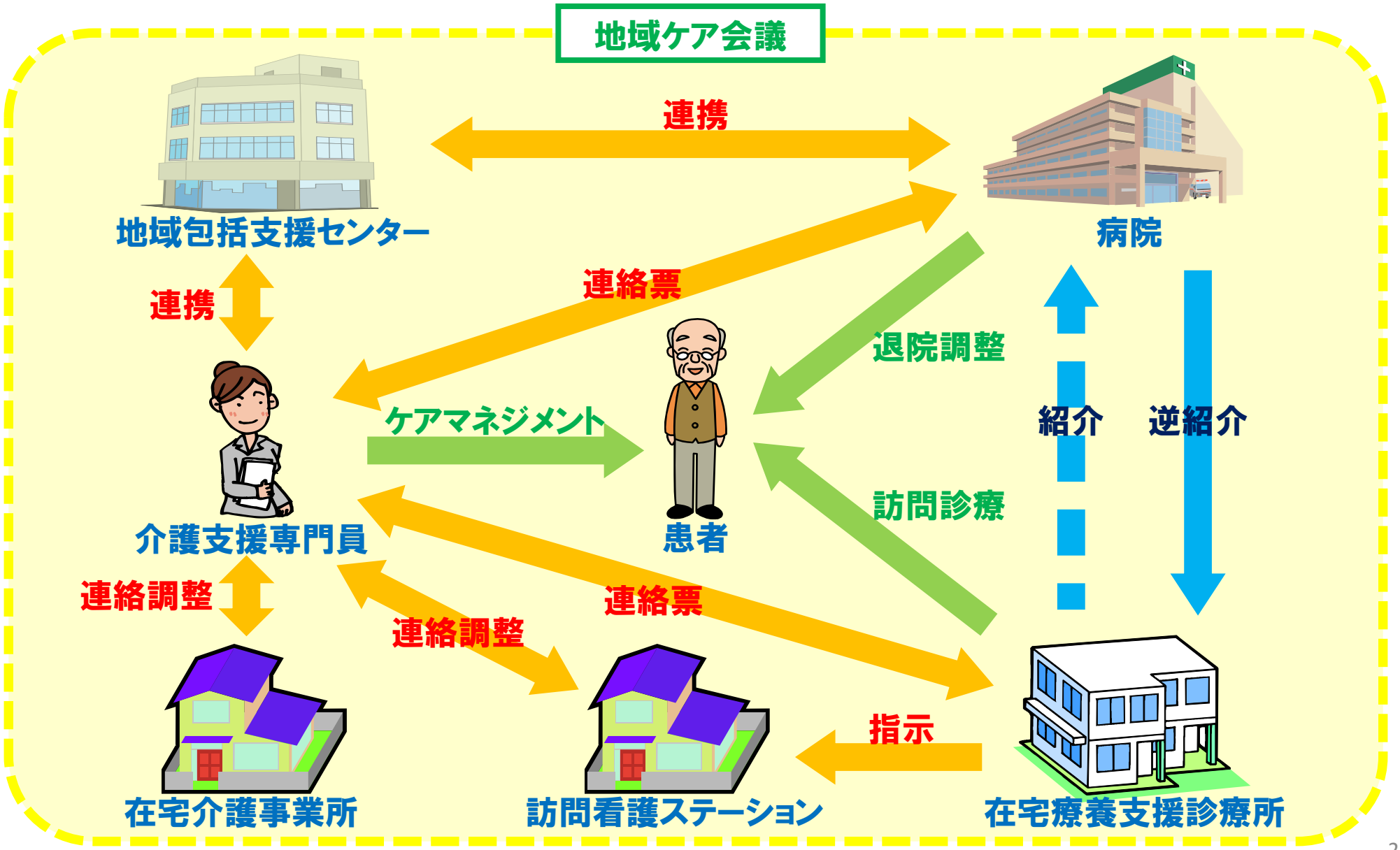

桑名市の要介護・要支援認定率

○　要介護・要支援認定率については、
自然体で見込みを推計した上で、施策を反映した見込みを推計。

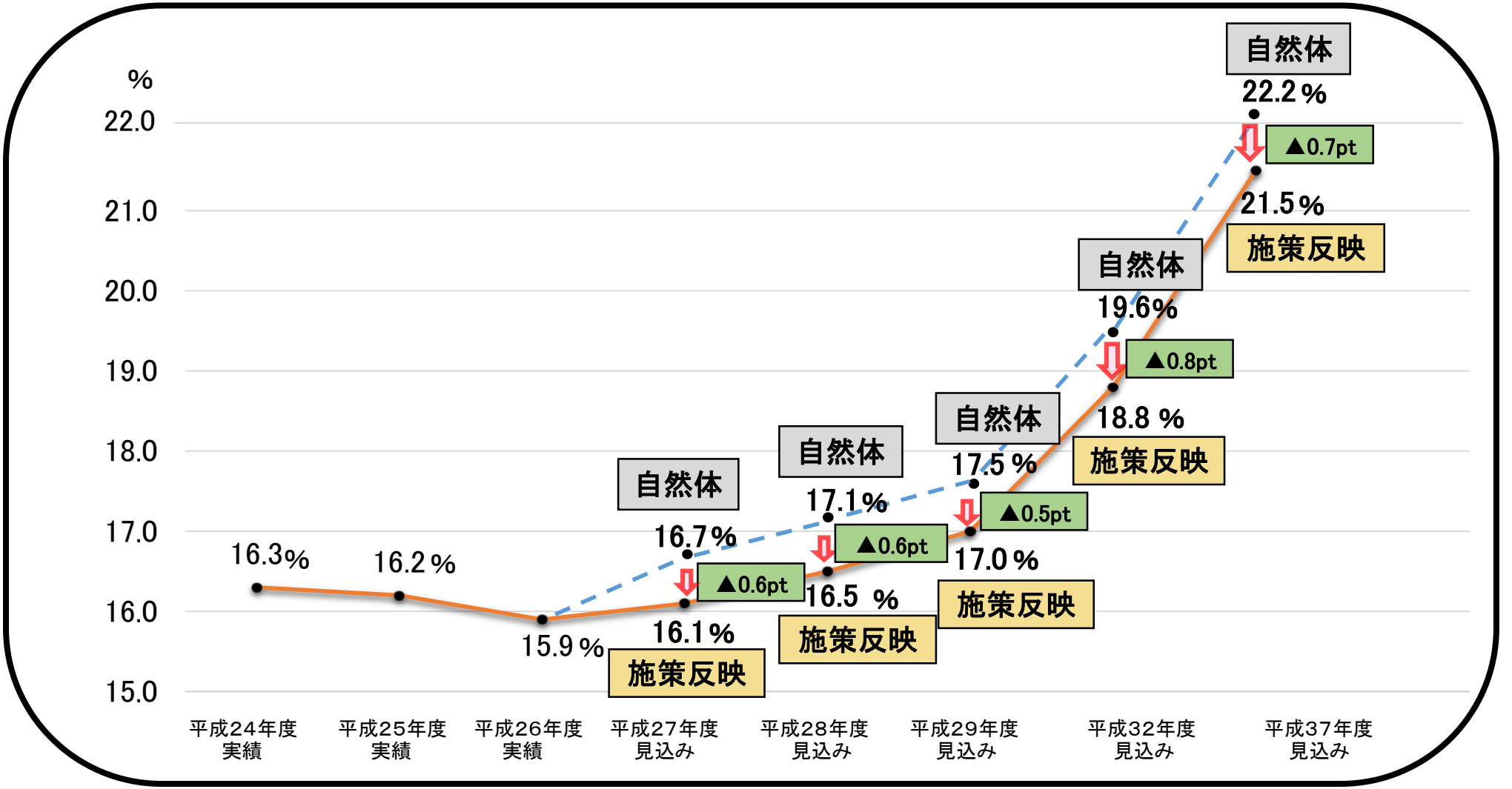

注　各計数は、65歳以上人口に対する要介護・要支援認定者数の割合である。
＜出典＞　桑名市介護保険事業状況報告等

桑名市における介護サービスの提供体制の計画的な整備

1. 施設サービスと同様な機能を地域に展開する在宅サービスの提供体制の重点的な整備

○　従来の在宅サービスと異なる内容の新しい在宅サービスを提供する事業所が
おおむね倍増するよう、
①　定期巡回・随時対応型訪問介護看護
②　小規模多機能型居宅介護又は複合型サービス
に係る指定地域密着型サービス事業者の指定について、公募を実施。

2. 日中・夜間を通じた訪問介護・看護の効率的な提供体制の整備

○　訪問介護・看護事業者において、必要に応じて相互に経営統合や業務提携を模索しながら、
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護等の提供体制を整備するよう、期待。

3. 専門的な認知症ケアの一体的な提供体制の整備

○　急激な生活環境の変化に脆弱な認知症高齢者について、
それぞれの状態像に応じた専門的なケアを一体的に提供する体制が整備されるよう、
認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定について、
①　認知症対応型通所介護
②　小規模多機能型居宅介護又は複合型サービス
と併設された事業所に限定。

【参考1】第1号被保険者1人当たりのサービス種類別給付月額（平成26年3月）

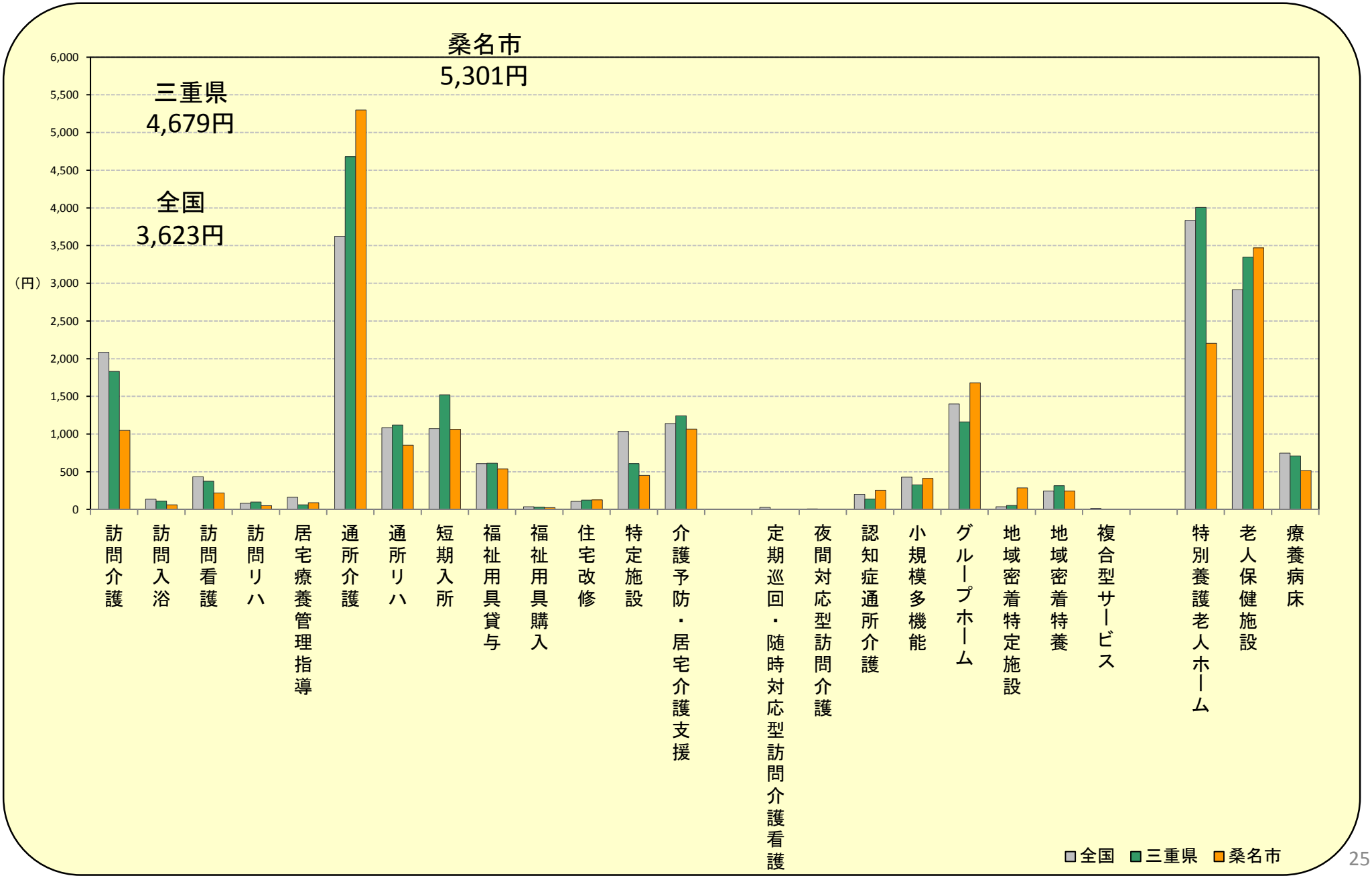

【参考2】地域で貴重な人材の集約的な活用のイメージ

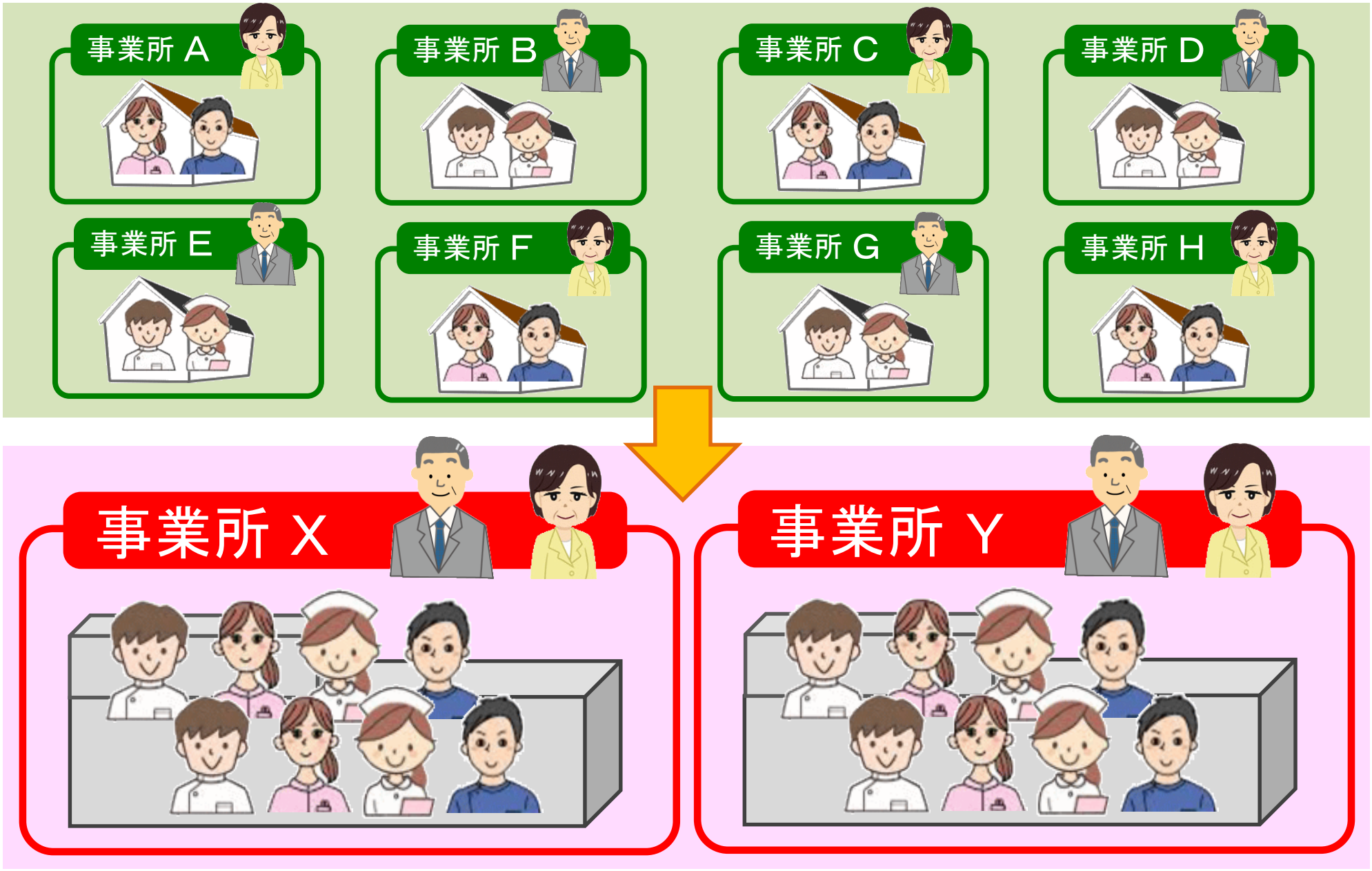

従来の在宅サービスと異なる内容の新しい在宅サービスに関する周知

○　従来の在宅サービスと異なる内容の新しい居宅サービスについて、
潜在的なニーズが顕在化するよう、
①　介護保険の被保険者である高齢者及びその家族
②　介護保険制度の中でサービスを提供する医療機関及び介護事業所
に周知することは、重要。

○　平成26年8月、初めて、
北部地域包括支援センター（長島）の主催により、
介護支援専門員を対象として、
「定期巡回・随時対応サービス見学会・勉強会」を開催。

（注）　43人の介護支援専門員の参加を得たところ。

平成26年8月12日
「定期巡回・随時対応
サービス見学会・勉強会」

○　平成26年10月、初めて、
北部地域包括支援センター（多度）の主催により、
介護支援専門員を対象として、
「複合型サービス勉強会」を開催。

（注）　39人の介護支援専門員の参加を得たところ。

平成26年10月3日
「複合型サービス勉強会」

【参考】従来の在宅サービスと異なる内容の新しい在宅サービスの提供体制の整備状況

① 平成20年3月以降、順次、市内の5か所で、「小規模多機能型居宅介護」の事業所が開設。

② 平成26年4月、市内で初めて、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の事業所が開設。

③ 平成26年4月、県内で初めて、「複合型サービス」の事業所が開設。

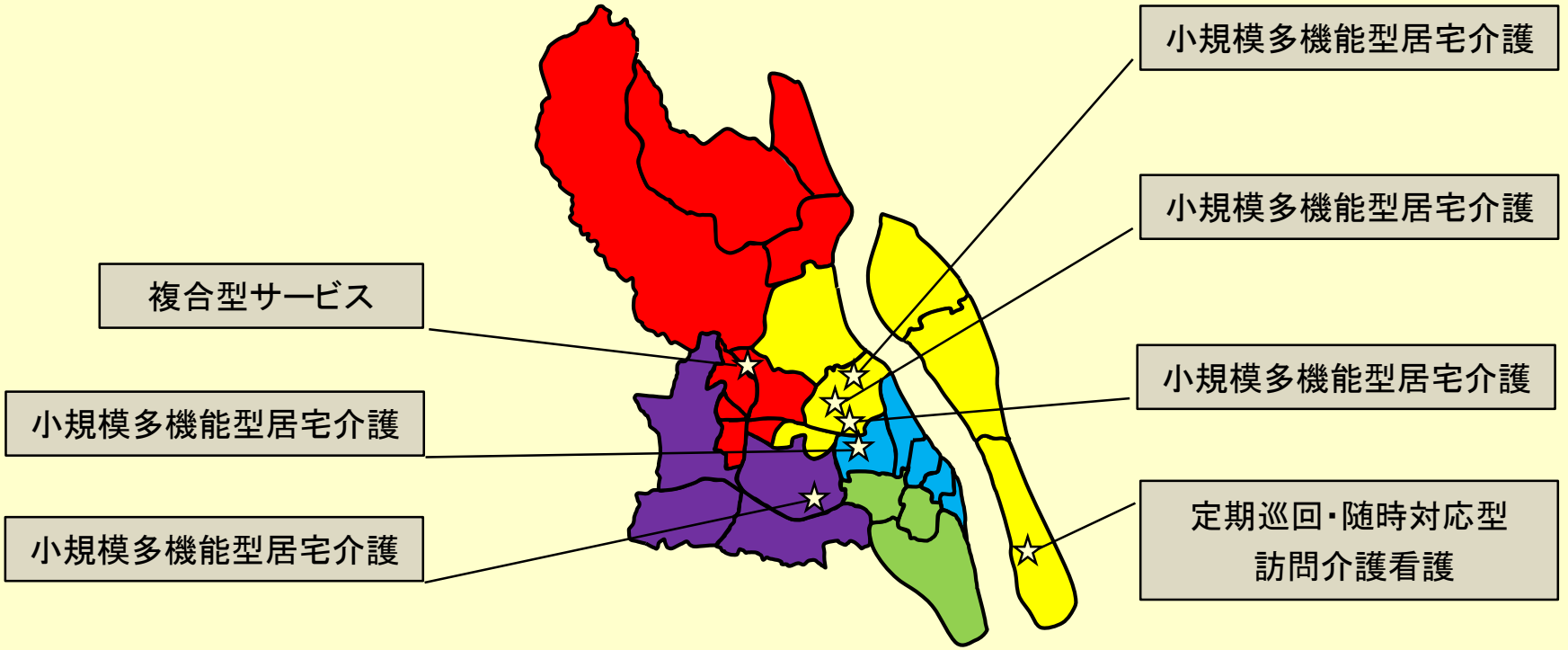

通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定に関する協議

○　在宅生活の限界点を高めるサービスの提供を実現するためには、
施設サービスと同様な機能を地域に展開する在宅サービスの普及を促進することが重要。

○　平成26年6月、桑名市より、三重県に対し、
通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定及びその更新について、
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護
及び複合型サービスの普及を促進するために必要な協議を求めたところ。

○　これは、従来の在宅サービスと異なる内容の新しい在宅サービスの提供体制の
計画的な整備について、「地方分権の試金石」と称される介護保険制度で
市町村に介護保険の保険者として認められた機能を適切に発揮したもの。

○　当面、次に掲げる基本的な方針に沿って、適切に対応。

①　新規の指導に関しては、

ⅰ　原則として、認めない取扱い。

ⅱ　サービスの内容が高齢者の自立支援に特に資するものと認められる場合には、
例外的に、認める取扱い。

②　指定の更新に関しては、

ⅰ　不祥事案が生じた等の場合を除き、認める取扱い。

ⅱ　必要に応じ、指導監査を実施する等の取扱い。

「介護・医療連携推進会議」又は「運営推進会議」の活用

○ 「介護・医療連携推進会議」又は「運営推進会議」は、
地域密着型サービス事業者の地域連携のためのものであるが、
主として、地域密着型サービス事業者の活動状況を報告する
機会。

○ これについては、地域住民に対する普及啓発を図る場として
活用することが可能。

平成26年9月19日
小規模多機能型居宅介護等を提供する
事業所における「運営推進会議」

○ 今後、

① 地域密着型サービス事業者において、
利用者に対する介護予防に資するサービスの提供
又は在宅生活の限界点を高めるサービスの提供（在宅での看取りを含む。）に関する
事例を紹介する機会

② 桑名市、桑名市地域包括支援センター及び桑名市社会福祉協議会において、
地域住民による自発的な活動や参加を働き掛ける機会

として、「介護・医療連携推進会議」又は「運営推進会議」を活用するよう、期待。

【参考】「介護・医療連携推進会議」又は「運営推進会議」 ―例―

○ 地域密着型サービス事業者の
地域連携のための「運営推進会議」は、
① 事業運営の「見える化」
② 地域住民に対する普及啓発
を図る重要な機会。

平成27年1月16日
「運営推進会議」

○ 平成23年5月に開設された
認知症対応型共同生活介護等を提供する
事業所において、おおむね2月に1回、
① 利用者又はその家族
② 地域住民の代表者
等の参加を得て、「運営推進会議」を開催。

○ その中で、平成27年1月、利用者に対する
在宅での看取りに関する事例を紹介。

桑名市の「地域支援事業」

○　社会保障・税一体改革の一環として、平成26年介護保険制度改革に基づき、平成27年4月より、消費税増収分を活用した地域支援事業の充実が実現。

○　これは、地域の実情に応じた市町村の裁量で地域づくりに取り組む事業について、国及び都道府県による定率の公費負担を恒久的な制度として確保した点で、画期的。

○　そのような「チャンス」を最大限に生かせるかどうかについては、市町村の「やる気」が問われるところ。

○　桑名市では、消費税増収分を活用した地域支援事業の充実が地域住民に還元されるよう、次に掲げる事業を実施。

①　新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」
②　「在宅医療・介護連携推進事業」
③　「生活支援体制整備事業」
④　「認知症施策推進事業」

○　その体制を整備するため、平成27年度より、地域包括支援センターの機能を強化。

【参考1】「宅老所」に関する事例のイメージ

○　通所介護を利用しなくなった要支援の高齢者について、

①　家族が市役所に相談。

②　地区社会福祉協議会が家族を通じて連絡。

③　本人が「宅老所」を利用。

家族のコメント

「今日はおばあちゃんが楽しかったと言って喜んで元気になって帰ってきました。」

本人のコメント

「元気に通わせてもらっています。」

地区社会福祉協議会会長のコメント

「私共、お世話をしているものとしては、こういう話はより一層励みになります。」

【参考2】地域コミュニティの衰退に関する事例のイメージ

○　高齢者が家族と同居。

○　かつては、詩吟教室等を通じて地域交流に参加。

○　その後、知人の入院、入所、通所介護利用等により、地域交流が断絶。

○　廃用症候群等で要支援1と認定。

桑名市の「介護予防・日常生活支援総合事業」

「サポーター」の「見える化」・創出

「えぷろんサービス」（仮称）

シルバー人材センターの会員が
訪問による掃除、買物、外出支援、
調理、洗濯、ゴミ出し、話し相手等を提供。

「おいしく食べよう訪問」（仮称）

食生活改善推進員が
訪問による食事相談、献立相談、
調理相談、体重測定等を提供。

「『通いの場』応援隊」（仮称）

ボランティアが日常生活圏域の範囲内で
「シルバーサロン」（仮称）
又は「健康・ケア教室」（仮称）の
利用のための移動支援を提供。

「短期集中予防サービス」の創設

「栄養いきいき訪問」（仮称）

管理栄養士が訪問栄養食事指導を提供。

「お口いきいき訪問」（仮称）

歯科衛生士が訪問口腔ケアを提供。

「くらしいきいき教室」（仮称）

リハビリテーション専門職が
アセスメント及びモニタリングに
関与しながら、医療・介護専門職等が
通所による機能回復訓練等と
訪問による生活環境調整等とを
組み合わせて一体的に提供。

従前の介護予防
訪問介護に相当する
訪問型サービス
（平成27～29年度）

従前の介護予防
通所介護に相当する
通所型サービス
（平成27～29年度）

「通いの場」の「見える化」・創出

「シルバーサロン」（仮称）

「宅老所」等において、
地域住民が相互に交流する機会を提供。

「健康・ケア教室」（仮称）

事業所において、地域交流スペース等を
活用するとともに、医療・介護専門職等と
ボランティアとで協働しながら、
介護予防教室を開催するなど、
地域住民が相互に交流する機会を提供。

「健康・ケアアドバイザー」（仮称）

地域住民に開放される
「通いの場」を対象として、
地域住民を主体として
運営された実績に応じ、
リハビリテーション専門職等を派遣。

「介護予防ケアマネジメント」の充実

○ 桑名市地域包括支援センターにおいて、桑名市と一体になって、
要介護・要支援認定又は「基本チェックリスト」該当性判定の
申請及びそれに関する相談を受付。

○ 桑名市地域包括支援センターにおいて、桑名市と一体となって、
「地域生活応援会議」等を活用した「介護予防ケアマネジメント」を
実施。

健康増進事業と一体的な介護予防事業の展開

○ 「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」に基づく
データ等を活用することにより、可能な限り、早期に、
リスクを抱える高齢者を把握した上で、戸別訪問等を実施。

○ 「高齢者サポーター養成講座」（仮称）等
及び「桑名いきいき体操サポーター養成講座」（仮称）等を開催。

○ 「桑名市介護支援ボランティア制度」を実施。

「栄養いきいき訪問」（仮称）＜未定稿＞

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「訪問型サービスC（短期集中予防サービス）」
内容	三重県栄養士会地域活動協議会桑名支部に委託し、 栄養に関するリスクを抱える高齢者であって、 訪問栄養食事指導を利用する必要があるものを対象として、 管理栄養士が訪問栄養食事指導を提供。
手続	「介護予防ケアマネジメント」については、 「簡略化した介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントB）」を実施。 （注） それぞれの桑名市地域包括支援センターのレベルでの「地域生活応援会議」 （「B型地域生活応援会議」（仮称））を開催。
サービス 単価	① 1回目：6，000円／回 ② 2～6回目：4，000円／月
利用者負担	10%及び実費

「お口いきいき訪問」（仮称）＜未定稿＞

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「訪問型サービスC（短期集中予防サービス）」
内容	三重県歯科衛生士会桑員支部に委託し、 口腔に関するリスクを抱える高齢者であって、 訪問口腔ケアを利用する必要があるものを対象として、 歯科衛生士が訪問口腔ケアを提供。
手続	「介護予防ケアマネジメント」については、 「簡略化した介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントB）」を実施。 （注） それぞれの桑名市地域包括支援センターのレベルでの「地域生活応援会議」 （「B型地域生活応援会議」（仮称））を開催。
サービス 単価	① 1回目：6，000円／回 ② 2・3回目：4，000円／月
利用者負担	10%及び実費

「くらしいきいき教室」（仮称）（1）＜未定稿＞

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「通所型サービスC（短期集中予防サービス）」
趣旨	○　通所時に実行することができる「手段的日常生活動作（IADL）」を 在宅時に実行することができない高齢者も、少なくないところ。 ○　生活機能の向上を実現するための中核的なサービスとして、 通所型サービスを訪問型サービスと組み合わせて一体的に提供する 「短期集中予防サービス」を創設。
対象者	運動、栄養、口腔、認知等に関するリスクを抱える高齢者であって、 「くらしいきいき教室」を利用する必要があるもの （「くらしいきいき教室」を利用して6月以上が経過しないものを除く。）

「くらしいきいき教室」（仮称）（2）＜未定稿＞

内容	① リハビリテーション専門職による アセスメント及びモニタリングに対する関与 ② ６月を限度とするサービスの提供 ⅰ 週１回以上の送迎を伴う通所による 医療・介護専門職等の機能回復訓練等 （注）「運動器機能向上サービス」を提供することは、必須。あわせて、 「栄養改善サービス」及び「口腔機能向上サービス」を提供することが望ましい。 ⅱ 月１回以上の訪問による医療・介護専門職等の生活環境調整等
事業者	認知症対応型通所介護等に係る指定地域密着型サービス事業者の指定 又は通所介護等に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けた 事業所であって、指定事業者の指定を受けたもの （注） 通所に係る送迎及び訪問に関しては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等に係る 指定地域密着型サービス事業者の指定又は訪問介護等に係る 指定居宅サービス事業者の指定を受けた事業者に委託することも、可能。
遵守事項	①「桑名市地域包括ケア計画」に盛り込まれた基本的な考え方の共有 ② サービスの提供状況に関する情報の公表 （注）「健康・ケア教室」（仮称）を提供することが望ましい。 ③「地域生活応援会議」を始めとする「地域ケア会議」に対する協力 等

「くらしいきいき教室」（仮称）（3）＜未定稿＞

手続	①　指定事業者の指定については、公募を実施。 ②　「介護予防ケアマンジメント」については、 「原則的な介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントA）」を実施。 （注）　桑名市及びすべての桑名市地域包括支援センターのレベルでの 「地域生活応援会議」（「A型地域生活応援会議」（仮称））を開催。
サービス 単価	①　基本報酬 ⅰ　1～3月目：22，000円／月 ⅱ　4～6月目：21，000円／月 ②　加算 対象者が介護保険を「卒業」して地域活動に「デビュー」した場合において、 6月が経過したときは、「元気アップ交付金」（仮称）を支給。 ⅰ　サービス事業所：18，000円 ⅱ　対象者：2，000円 ⅲ　「介護予防ケアマネジメント」の実施機関：3，000円
利用者負担	基本報酬の10%及び実費

【参考】介護予防通所介護等と比較した「くらしいきいき教室」（仮称）のサービス単価

要支援1の 介護予防通所介護の 基本報酬 【1，647単位／月】 ＋ 週1回の 介護予防訪問介護の 基本報酬 【1，168単位／月】の25% ＋ 介護予防訪問介護の 生活機能向上連携加算 【100単位／月 （3月に限る。）】	要支援1の 介護予防通所介護の 基本報酬 【1，647単位／月】 ＋ 運動器機能向上サービス、 栄養改善サービス 又は口腔機能向上サービスの うちの2種類に係る 介護予防通所介護の 選択的サービス複数実施加算 【480単位／月】	「くらしいきいき教室」（仮称）の 基本報酬 （1～3月目：22，000円／月 4～6月目：21，000円／月） ＋ 「くらしいきいき教室」（仮称）の 加算 （「元気アップ交付金」（仮称）） 【18，000円 （サービス事業所分）】
122，640円／6月	131，064円／6月	147，000円／6月

「えぷろんサービス」（仮称）＜未定稿＞

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「訪問型サービスB（住民主体による支援）」
内容	桑名市シルバー人材センターに委託し、 日常生活支援を必要とする高齢者を対象として、 「高齢者サポーター養成講座」（仮称）等を修了した会員が 訪問による掃除、買物、外出支援、調理、洗濯、ゴミ出し、話し相手等を提供。 （注） 従前の介護予防訪問介護に相当する訪問型サービスは、身体介護のほか、 訪問介護員以外の者によって提供されることが困難である専門的な生活援助を内容とするもの。 これに対し、「えぷろんサービス」（仮称）は、訪問介護員以外の者によって提供されることが 可能である一般的な生活援助を内容とするもの。そのいずれかについては、 「地域生活応援会議」を活用した「介護予防ケアマネジメント」に基づき、個々に判断。
手続	「介護予防ケアマネジメント」については、 「簡略化した介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントB）」を実施。 （注） それぞれの桑名市地域包括支援センターのレベルでの「地域生活応援会議」 （「B型地域生活応援会議」（仮称））を開催。
サービス単価	1，000円／時間
利用者負担	30%及び実費

「おいしく食べよう訪問」（仮称）＜未定稿＞

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「訪問型サービスB（住民主体による支援）」
内容	桑名市食生活改善推進協議会に委託し、 食生活改善を必要とする高齢者を対象として、 「高齢者サポーター養成講座」（仮称）等を修了した 食生活改善推進員が訪問による 食事相談、献立相談、調理相談、体重測定等を提供。
サービス 単価	１，２００円／回（３回に限る。）
利用者負担	３０％及び実費

「『通いの場』応援隊」（仮称）＜未定稿＞

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「訪問型サービスD（移動支援）」
趣旨	○　可能な限り、徒歩圏内で、地域住民を主体として 地域交流の機会を提供する「通いの場」の 「見える化」・創出に取り組むことが基本。 ○　しかしながら、高齢者の状態像や、地域住民を主体として 地域交流の機会を提供する「通いの場」の立地状況によっては、 閉じこもりとならないよう、自宅を始めとする住まいと「通いの場」との間で 移動支援を提供することが必要。 ○　もっとも、移動支援の提供が地域コミュニティの衰退を招かないよう、 留意。
内容	○　移動支援を必要とする高齢者を対象として、 ボランティアが日常生活圏域の範囲内で 「シルバーサロン」（仮称）又は「健康・ケア教室」（仮称）の利用のための 移動支援を提供。 ○　具体的には、「桑名市介護支援ボランティア制度」を適用。
利用者負担	実費

「シルバーサロン」（仮称）＜未定稿＞

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「通所型サービスB（住民主体による支援）」
内容	○　旧桑名市の「宅老所」（「移動宅老所」を含む。）において、 要支援者及び「基本チェックリスト」該当者を含む 地域住民が相互に交流する機会を提供するサービスについて、 実績に応じて助成。 ○　旧長島町の「まめじゃ会」 及び旧多度町の「ふれあいサロン」についても、 旧桑名市の「宅老所」とおおむね同様な取扱い。
助成金	①　月間の1～4回目：3，500円／回 （「移動宅老所」にあっては、1，750円／回） ②　月間の5回目以降：1，750円／回
利用者負担	実費

「健康・ケア教室」（仮称）＜未定稿＞

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「通所型サービスB（住民主体による支援）」
趣旨	医療・介護専門職を抱える医療機関及び介護事業所においては、 医療や介護を必要とする者に対し、医療・介護サービスを提供する 拠点となるほか、地域住民に対し、予防・日常生活支援サービスを提供する 拠点となることにより、地域に貢献し、ひいては、地域に信頼される形で 事業を運営することが期待されるところ。
内容	指定地域密着型サービス事業者の指定、指定居宅サービス事業者の指定等を 受けた事業所において、地域交流スペース等を活用するとともに、 医療・介護専門職等とボランティアとで協働しながら、 介護予防教室を開催するなど、要支援者及び「基本チェックリスト」該当者を含む 地域住民が相互に交流する機会を提供。
助成金	週１回以上、かつ、月３０人以上（平成２７年度に限り、月２０人以上）で ２０，０００円／月
利用者負担	実費

【参考１】事業所の地域開放
－日進地区の「清風園」－

○　介護予防に資するよう、多様な通いの場を創出することは、重要。

○　平成22年7月、養護老人ホームにおいて、
談話室を地域に開放。具体的には、週１回、
地域住民を対象として、認知症の予防のための
「脳の健康教室」を開催。

（注）平成25年度には、34回にわたり、
延べ214人の参加を得たところ。

○　平成24年９月、「脳の健康教室」に参加した
有志により、ボランティアグループ
「コスモスの会」を結成。具体的には、月2回、
養護老人ホームの入所者を対象として、
折り紙、ゲーム、茶話会等 を実施。

平成26年９月３日
「脳の健康教室」

平成26年11月21日
「コスモスの会」

【参考2】事業所の地域開放
－大和地区の「ふるさとの里」－

○　介護予防に資するよう、多様な通いの場を創出することは、重要

○　平成24年3月に開設された
小規模多機能型居宅介護等を提供する事業所において、
地域住民に対し、地域交流の機会を提供。

① 平成24年3月以降、年2回、「餅つき大会」を開催。

② 平成24年4月、誰でも利用可能な喫茶「わか菜」を開設。
- ⅰ 血圧計及び血圧ノートを設置。
- ⅱ 勉強会「血圧について」を開催。

③ 平成26年7月以降、ボランティアの協力を得て、
多目的ホール「みんなのへや」を活用した
「集いの場サロン」を開催。

（注）平成26年7～12月の間、24回にわたり、延べ150名の参加を得て、
籠づくり、折り鶴等の手芸や談話を実施。

平成26年10月15日
勉強会「血圧について」

平成26年10月28日
「集いの場サロン」

【参考3】事業所の地域開放
－大山田地区の「虹の会」－

○　介護予防に資するよう、多様な通いの場を創出することは、重要。

○　平成23年4月に設立された生活協同組合において、
地域住民に対し、地域交流の機会を提供。

○　具体的には、平成24年4月以降、おおむね月1回、
「大山田コミュニティプラザ」において、
ボランティア等の協力を得て、地域の高齢者を対象として、
次に掲げる内容の「虹の会」を開催。

ⅰ　ボランティア等のレクリエーション
ⅱ　「お食事会」
ⅲ　血圧等の測定及び「健康体操」

（注）平成24年4月～平成26年12月、28回にわたり、延べ796人の参加を得たところ。

平成26年9月3日
「お食事会」

平成26年10月1日
「健康体操」

【参考4】事業所の地域開放
－筒尾地区の「ももふれあい保健室」－

○　介護予防に資するよう、
　多様な通いの場を
　創出することは、重要。

平成26年10月2日
「ももふれあい保健室」

○　平成26年10月、筒尾地区の訪問看護ステーションにおいて、
　「ももふれあい保健室」を開設。

○　具体的には、毎週木曜日13:30～15:00、
　看護師等の専門職による血圧測定等の健康相談を無料で実施。

「健康・ケアアドバイザー」（仮称）＜未定稿＞

位置付け	「一般介護予防事業」中の「地域リハビリテーション活動支援事業」
趣旨	介護保険を「卒業」した高齢者が 地域活動に「デビュー」する環境を整備するため、 可能な限り、徒歩圏内で、地域住民を主体として 地域交流の機会を提供する「通いの場」が継続的に運営されるよう、 リハビリテーション専門職等が地域住民の主体性を阻害しない形で 定期的に関与。
内容	○　高齢者を始めとする地域住民に開放される「通いの場」を対象として、 地域住民を主体として運営された実績に応じ、 リハビリテーション専門職等を「健康・ケアアドバイザー」（仮称）として派遣。 ○　具体的には、当面、次に掲げる取扱いが基本。 ①　地域住民を主体とする「通いの場」の運営が4回／月以上である場合には、 2月に1回の頻度でリハビリテーション専門職等を派遣。 ②　地域住民を主体とする「通いの場」の運営が1回／月以上である場合には、 6月に1回の頻度でリハビリテーション専門職等を派遣。 ③　地域住民を主体とする「通いの場」の運営が5回／年以上である場合には、 1年に1回の頻度でリハビリテーション専門職等を派遣。

「介護予防ケアマネジメント」（1）＜未定稿＞

	「原則的な 介護予防ケアマネジメント （ケアマネジメントA）」	「簡略化した 介護予防ケアマネジメント （ケアマネジメントB）」	「初回のみの 介護予防ケアマネジメント （ケアマネジメントC）」
対象者	次に掲げるサービスを利用する高齢者 ① 従前の介護予防訪問介護に相当する訪問型サービス ② 従前の介護予防通所介護に相当する通所型サービス ③「くらしいきいき教室」（仮称）	次に掲げるサービスしか利用しない高齢者 ①「えぷろんサービス」（仮称） ②「栄養いきいき訪問」（仮称） ③「お口いきいき訪問」（仮称）	介護保険を「卒業」して地域活動に「デビュー」する高齢者
実施機関	地域包括支援センター又はその委託を受けた居宅介護支援事業者	地域包括支援センター又はその委託を受けた居宅介護支援事業者	地域包括支援センター

「介護予防ケアマネジメント」(2)＜未定稿＞

	「原則的な介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントA）」	「簡略化した介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントB）」	「初回のみの介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントC）」
手続	アセスメント及びモニタリングを経て、すべての地域包括支援センターのレベルでの「地域生活応援会議」（「A型地域生活応援会議」（仮称））を開催。	アセスメント及びモニタリングを経て、それぞれの地域包括支援センターのレベルでの「地域生活応援会議」（「B型地域生活応援会議」（仮称））を開催。	「元気アップ計画書」（仮称）を交付。
サービス単価	① 介護予防支援の基本報酬【430単位／月】の100% ② 初回加算【300単位／月（1月に限る。）】の100%	① 介護予防支援の基本報酬【430単位／月】の50% ② 初回加算【300単位／月（1月に限る。）】の100%	1，500円／月（1月に限る。）

桑名市の「地域ケア会議」

① 各分野で指導的な立場にある地域の関係者の参加を得た「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」

② 地域の高齢者世帯の困難事例の解決のための「地域支援調整会議」

③ 多職種協働でケアマネジメントを支援するための「地域生活応援会議」

④ 要介護・要支援認定又は「地域生活応援会議」に先立つ暫定的なサービスの利用のための「ケアミーティング」

⑤ その他（「高齢者見守りネットワーク」、「高齢者虐待防止ネットワーク」等）

【参考1】桑名市の「地域生活応援会議」（毎週水曜日午後）のイメージ

【参考2】「地域生活応援会議」に参加する皆さんに呼び掛けたいこと

① 多職種の視点を積極的に取り入れ、チームでケアマネジメントの「カイゼン」を目指しましょう。

「地域生活応援会議」に提出される介護予防サービス計画等は、
「サービス担当者会議」を経ない素案です。

② 専門職に求められる専門性を発揮し、「エビデンス」に基づいて予後を予測し、
「セルフマネジメント（養生）」を働き掛け、「生活機能の向上」の限界点を追求しましょう。

「データヘルス」が求められます。
介護保険の「卒業」は、介護保険の「卒業」先を明確にしない限り、実現されません。

③ ケアマネジメントを通じ、ニーズを掘り起こしてサービスを育成しましょう。

新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」に盛り込まれる短期集中予防サービスのほか、
通所介護と組み合わされる訪問介護、認知症対応型共同生活介護に先立つ
小規模多機能型居宅介護又は認知症対応型通所介護等の普及が期待されます。

④ サービスを利用する者のほか、費用を負担する者に対しても、説明責任を果たすため、
サービスの提供方針を具体的に明らかにしましょう。

サービスの提供には、サービスを利用する者によって負担される保険料及び税のほか、
その他の者によって負担される保険料及び税も、投入されます。

⑤ 現場での創意工夫に基づく成果の「見える化」を図りましょう。

今後、介護保険の「卒業」等に関する実績を公表する予定です。

【参考3】「地域生活応援会議」出席状況（1）
（平成26年10月15日～平成27年3月11日）

	東部	西部	南部	北部東	北部西	合計
地域包括支援センター	5	4	5	5	4	23
居宅介護支援事業所	1	2	0	2	1	6
桑名の杜	1					1
ふるさと		1				1
木もれび		1				1
アパティア				1		1
ヒューマンケア					1	1
いこい				1		1
合計	6	6	5	5	7	29

【参考3】「地域生活応援会議」出席状況（2）
（平成26年10月15日～平成27年3月11日）

	東部	西部	南部	北部東	北部西	合計
介護予防通所介護	4	6	3	7	3	23
エバーファイン		1	2	1		4
いこい		1	1	1		3
リハビリテーションサービスじゅん	1			1		2
クオ	1			1		2
お元気デイサービスエクセレント	2					2
デイサービスいっぽ				1		1
ふるさと		1				1
デイサービス木もれび		1				1
さんせん				1		1
まんまる					1	1
マミーハウス				1		1
福寿草					1	1
よもぎ					1	1
グリーンタウン		1				1
クオプラス		1				1

【参考3】「地域生活応援会議」出席状況（3）
（平成26年10月15日～平成27年3月11日）

	東部	西部	南部	北部東	北部西	合計
介護予防通所リハビリテーション	1					1
桑名病院デイケア	1					1

	東部	西部	南部	北部東	北部西	合計
介護予防訪問介護	1					1
桑名の杜	1					1

	東部	西部	南部	北部東	北部西	合計
介護予防訪問リハビリテーション	2	1	1			4
桑名病院	2					2
わかば		1				1
ヨナハ訪問リハビリテーション			1			1

	東部	西部	南部	北部東	北部西	合計
介護予防福祉用具貸与	1	1	1	1	2	6
日本ケアシステム		1		1		2
ヤマムロ産業					1	1
ライフテクノサービス					1	1
山下コーポレーション	1					1
さくらライフクリエイト			1			1

【参考4】「地域生活応援会議」の基本的なスケジュール（平成27年度）

毎週火曜日 13:30～	「B型地域生活応援会議」（仮称） ＜桑名市西部地域包括支援センター＞ ＜桑名市南部地域包括支援センター＞
毎週水曜日 13:30～	「A型地域生活応援会議」（仮称） ＜桑名市 及びすべての桑名市地域包括支援センター＞
毎週金曜日 13:30～	「B型地域生活応援会議」（仮称） ＜桑名市東部地域包括支援センター＞ ＜桑名市北部東地域包括支援センター＞ ＜桑名市北部西地域包括支援センター＞

桑名市の「在宅医療・介護連携推進事業」

在宅医療・介護連携に関する桑名市と近隣の市町村及び関係の医療機関との連携

在宅医療・介護連携に関する課題の抽出及び方策の協議

○「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」の開催
○「桑名市在宅医療・介護連携調整会議」（仮称）の開催

在宅医療・介護連携に関する医療・介護専門職に対する研修

○「桑名市在宅医療・介護連携推進多職種協働研修会」（仮称）の開催
○「桑名市在宅医療・ケア研究会」（仮称）の開催
○「桑名市地域リハビリテーション専門職交流会」（仮称）の開催
○「桑名市病院・地域包括支援センター合同勉強会」の開催

在宅医療・介護連携に関する在宅医療・介護サービスの提供体制の整備

○ 訪問診療に従事する医師相互間の連携
○ 訪問薬剤管理指導、訪問看護、訪問栄養食事指導、訪問リハビリテーション、訪問口腔ケア等の指示
○ 在宅復帰を支援する退院調整
○ 在宅患者の急変に際しての一時的な入院
○ 桑名市総合医療センターの地域連携

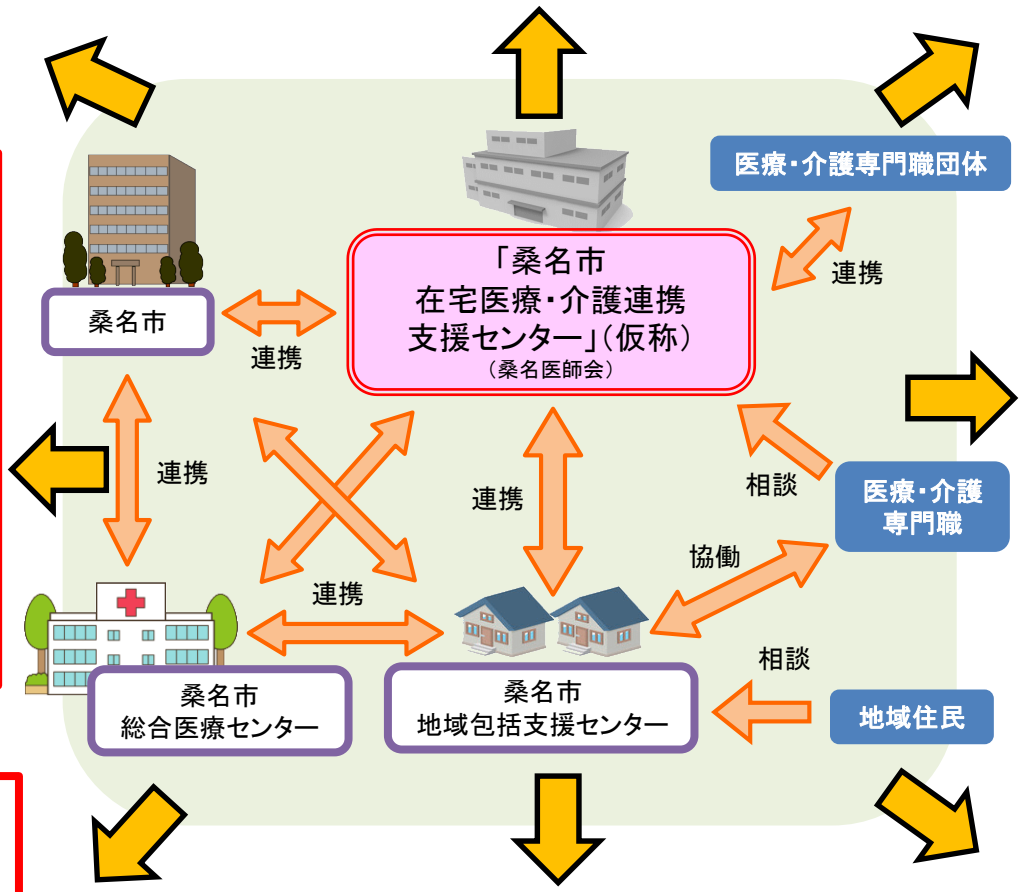

在宅医療・介護連携に関する相談の受付

○ 桑名市地域包括支援センターで地域住民の相談を受け付けて在宅医療・介護サービスを紹介。
○「桑名市在宅医療・介護連携支援センター」（仮称）で保健・医療・福祉・介護専門職の相談を受け付けて在宅医療・介護サービスを紹介。

在宅医療・介護サービスの提供に関する情報の共有

○「主治医とケアマネージャー（介護支援専門員）の連絡票」の活用
○「地域連携口腔ケアサマリー」の活用
○「ＩＴ（情報技術）」の活用

在宅医療・介護サービスに関する地域資源の「見える化」

○「在宅医療・介護サービスマップ」（仮称）の公表

在宅医療・介護連携に関する地域住民に対する普及啓発

○ 市民公開シンポジウムの開催
○「地域リハビリテーション活動支援事業」の活用
○「介護・医療連携調整会議」又は「運営推進会議」の活用

平成25年8月1日
第7回
「桑名市在宅医療及びケア研究会」

桑名医師会
東俊策会長

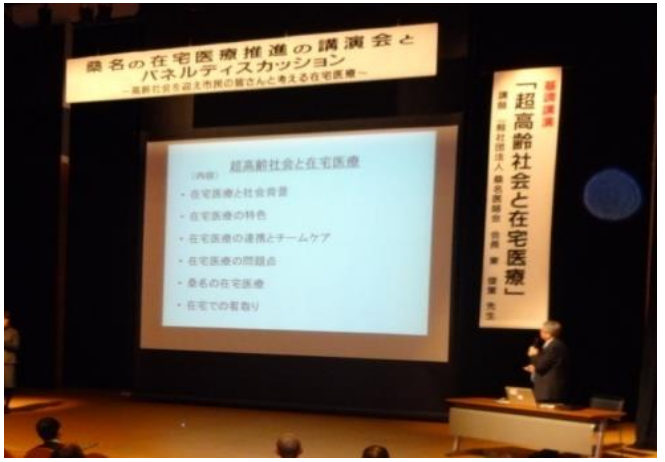

平成26年2月9日
「桑名の在宅医療推進の
講演会とパネルディスカッション」

桑名市の「生活支援体制整備事業」

「サポーター」の「見える化」・創出

地域住民を主体として
支援を必要とする者を
支援する「サポーター」の
「見える化」・創出

「協議体」の設置
（地区社会福祉協議会等）

「通いの場」
及び「サポーター」が
相互に連携して
活動を展開する
ネットワークの醸成

「通いの場」の「見える化」・創出

地域住民を主体として
地域交流の機会を
提供する「通いの場」の
「見える化」・創出

「地域福祉援助」

「コミュニティソーシャルワーク」

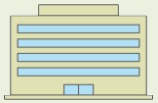

桑名市社会福祉協議会

普及啓発

普及啓発

- 高齢者サポーター
- 民生委員
- 食生活改善推進員
- シルバー人材センター
- ボランティアグループ
- 民間事業者

等

- 高齢者サポーター
- 健康推進員
- 地区社会福祉協議会
- 自治会・老人クラブ
- ボランティアグループ
- 民間事業者

等

「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置

「サポーター」及び「通いの場」が
相互に連携して活動を展開するネットワークの醸成

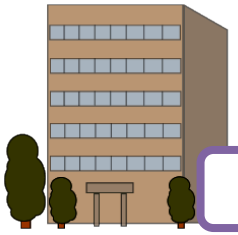

連携

桑名市

連携

桑名市
地域包括支援センター

【参考】桑名市社会福祉協議会の「コミュニティソーシャルワーク」ー例ー

○　平成26年11月、民生委員より、北部地域包括支援センター（長島）及び桑名市社会福祉協議会長島支所に対し、自宅で次のような問題を抱える73歳の男性の事例について、相談。

①　不要物が大量に散乱。

②　足腰が弱っていたために不要物で転倒するおそれ。

○　それを受けて、長島町姫御前団地において、民生委員より、ボランティアグループ（「助け合いの会」）の会員に対し、声掛け。

○　平成26年12月、ボランティアグループ（「助け合いの会」）の会員が自宅の片付けを実施。

○　それを契機として、

①　本人が主体的にサービスを利用。

②　地域住民が本人に対する見守りを確保。

平成26年12月3日

桑名市の「認知症施策推進事業」

認知症ケアに関する地域住民に対する普及啓発

○「認知症市民公開講座」の開催
○「オレンジカフェ」（仮称）の開催
○「介護・医療連携推進会議」又は「運営推進会議」の活用

認知症ケアに関する地域資源の「見える化」

○ 地域で標準的な認知症ケアの流れを日常生活圏域ごとに明らかにする「桑名市認知症ケアパス」（仮称）の公表

認知症ケアに関する医療・介護専門職に対する研修

○「認知症専門職講演会」の開催
○「認知症ケア多職種協働研修会」（仮称）の開催

認知症ケアに関する地域連携

○「桑名市認知症ケア地域連携調整会議」（仮称）の開催

地域住民

相談

戸別訪問等

桑名市

連携

「桑名市在宅医療・介護連携支援センター」（仮称）

連携

桑名市
地域包括支援センター

協働

「認知症地域支援推進員」の配置

保健専門職　福祉専門職

「認知症初期集中支援チーム」の設置

嘱託医（桑名医師会）　保健専門職　福祉専門職

連携

医療・介護専門職

「もの忘れ相談医」（仮称）

紹介

逆紹介

桑名市総合医療センター「もの忘れ外来」（仮称）

認知症疾患医療センター

三重大学医学部付属病院認知症センター

【参考1】桑名市における「認知症地域支援推進員」の配置

○　認知症について、
①　危機の発生を前提とする「事後的な対応」から
②　危機の発生を防止する「事前的な対応」へ
の構造的な転換を実現するため、
認知症施策を推進する体制を整備することは、重要。

「認知症地域支援推進員」

○　平成26年9月以降、順次、桑名市地域包括支援センターに「認知症地域支援推進員」を配置。

①　平成26年9月、中央地域包括支援センター
主任介護支援専門員において、「認知症地域支援推進員研修会」を修了。

②　平成26年10月、北部地域包括支援センター（長島）
主任介護支援専門員において、「認知症地域支援推進員研修会」を修了。

③　平成26年11月、西部地域包括支援センター
主任介護支援専門員において、「認知症地域支援推進員研修会」を修了。

④　平成26年12月、中央地域包括支援センター保健師
及び南部地域包括支援センター主任介護支援専門員において、
「認知症地域支援推進員研修会」を修了。

第1044号

修了証書

氏　名 [redacted]

生年月日　昭和[redacted]年[redacted]月[redacted]日

あなたは、認知症介護研究・研修東京センターが実施する平成26年度第1回認知症地域支援推進員研修を修了したことを証します。

平成26年9月3日

認知症介護研究・研修東京センター
センター長　本間　昭

【参考２－１】「認知症連携パス推進員」

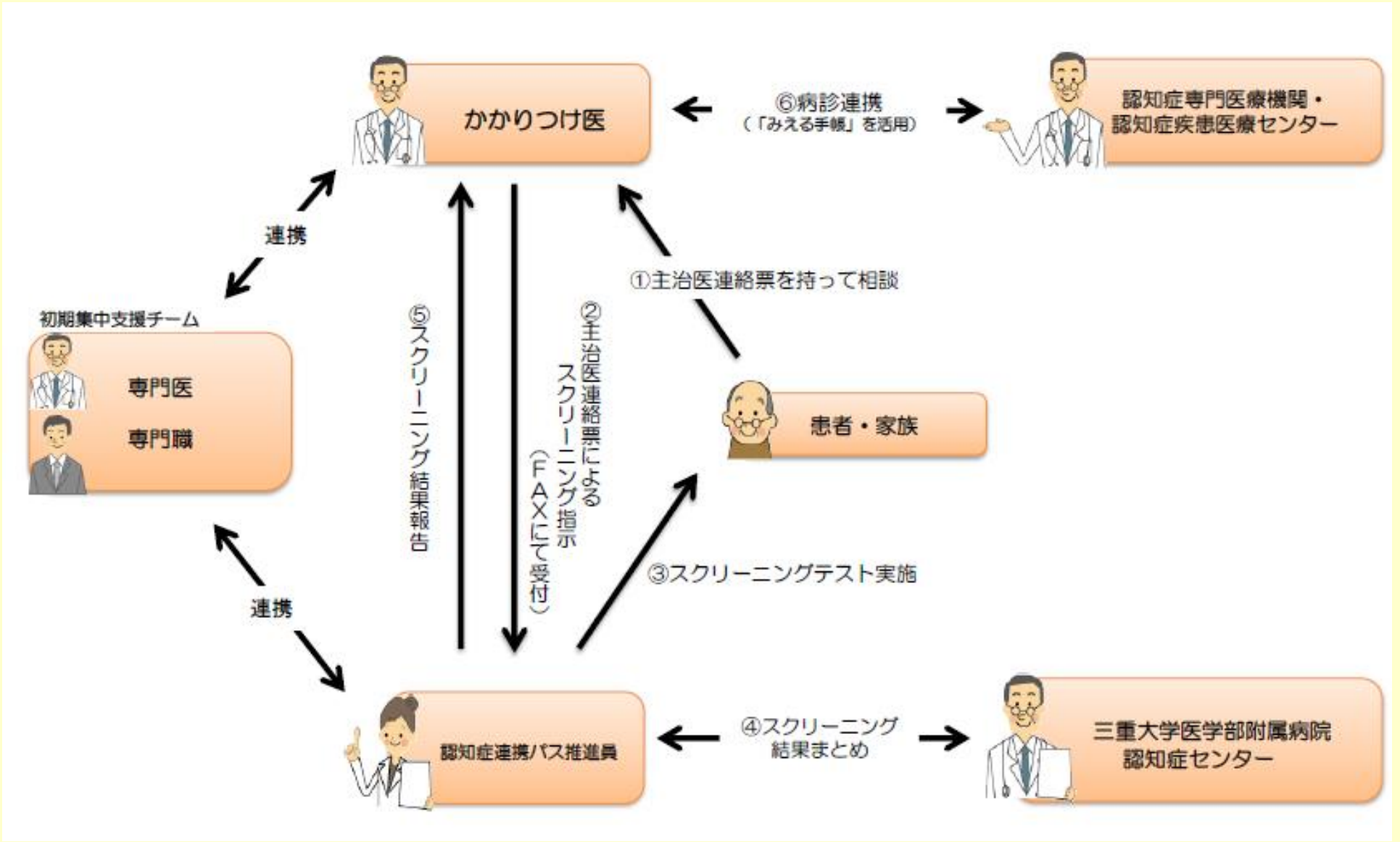

【参考2－2】「三重県認知症連携パス」（「脳の健康みえる手帳」）

脳の健康　みえる手帳　ver.2014

脳の健康

みえる手帳

様

医療機関を受診する時、介護保険サービス機関を利用する時は、必ずこの手帳をお出しください。

開始日　　年　　月　　日

脳の健康　みえる手帳　ver.2014

様式1
専門医療機関用

診療情報提供書

	初診用
	再診用

平成　　年　　月　　日

紹介先医療機関　：
診療科・医師名　：　　殿

紹介元医療機関
住所
医師名　　印
電話・FAX

（フリガナ） 患者氏名		男・女	T・S・H　年　月　日		
住所		電話		職業	

疾病名		紹介目的	□認知症の診断　□周辺症状の治療　□その他
既往歴および家族歴			
症状経過および検査結果			
	発症時期	もの忘れを自覚、または周囲が気づいた時期 平成　　年　　月　　日	
	血液検査データ	□有（データ添付）　□無	
治療経過			
現在の処方内容	お薬手帳の写し　□有		
家族のとらえ方	□認知症だと思っている □認知症かもしれないと思っている □認知症とは思っていない		

■中核症状（所見があればレ印を）　【OLDから：Observation List for early signs of Dementia】

	いつも日にちを忘れている		話の文脈をすぐに失う
	少し前のことをしばしば忘れる		質問を理解していないことが答えからわかる
	最近聞いた話を繰り返すことができない		会話を理解することがかなり困難
	同じことを言うことがしばしばある		時間の観念がない
	いつも同じ話を繰り返す		話のつじつまを合わせようとする
	特定の単語や言葉が出てこないことがしばしばある		家族に依存する様子がある （本人に質問すると家族のほうを向くなど）

■周辺症状（所見があればレ印を）

□幻視・幻聴	□妄想	□昼夜逆転	□暴言	□暴力行為
□介護への抵抗	□徘徊	□火の不始末	□不潔行為	□異食行為
□性的問題行動				

備考　1．必要がある場合は続紙に記載して添付してください。
2．必要がある場合は画像診断のフィルム、検査の記録を添付してください。
3．紹介先が保健医療機関以外である場合は、紹介先医療機関等名の欄に紹介先保険業局、市町村、保健所名等を記入してください。かつ、患者住所及び電話番号を必ず記入してください。

桑名市における保険料負担の水準

○　今後とも、人口の高齢化が進展する中で、
保険給付が増大することに伴い、保険料負担が増大することは、不可避。

○　介護保険事業を安定的に運営するためには、
要介護・要支援認定率の上昇を抑制するなど、
保険料負担の増大を抑制する努力を不断に積み重ねることが重要。

○　桑名市では、保険料基準額を算定するに当たり、
次に掲げる等の施策を反映。

①　新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施

②　施設サービスと同様な機能を地域に展開する
在宅サービスの提供体制の重点的な整備

③　多職種協働でケアマネジメントを支援するための
「地域生活応援会議」の開催

【参考】桑名市の保険料基準額（月額）（平成27～29年度）

単位：円

区　分	自然体		施策反映
保険料基準額（月額）	5，417 （100．0）	－178	5，239 （100．0）
標準給付費	5，144 （95．0）	－178	4，966 （94．8）
訪問系、通所系、宿泊系等の在宅サービス	2，665 （49．2）	－104	2，561 （48．9）
居住系の在宅サービス	561 （10．4）	－29	532 （10．2）
施設サービス	1，685 （31．1）	－39	1，646 （31．4）
その他	233 （4．3）	－6	227 （4．3）
地域支援事業費	305 （5．6）	±0	305 （5．8）
市町村特別給付費・保健福祉事業費	93 （1．7）	±0	93 （1．8）
介護給付費準備基金取崩額	－125 （－2．3）	±0	－125 （－2．4）

（注）　括弧内は、保険料基準額（月額）に占める構成比である。

桑名市における保険料負担の配分

○　社会保障・税一体改革の一環として、
平成26年介護保険制度改革に基づき、平成27年4月より、
消費税増収分を活用することにより、低所得の第1号被保険者に対して
保険料負担を軽減する措置が講じられるところ。

○　具体的には、保険料率を設定する区分となる標準の所得段階
及びそれに応じた標準の保険料率が6段階から9段階へ
多段階化されるとともに、新しい公費負担が段階的に創設されるところ。

○　桑名市では、標準の所得段階及び保険料率を基本としながら、
従前の所得段階及び保険料率も勘案することにより、
保険料率を設定する区分となる所得段階及びそれに応じた保険料率を
11段階に設定。

【参考】桑名市の保険料率（平成27～29年度）

区分			標準				桑名市			
			所得段階	保険料率			所得段階	保険料率		
				公費負担前	公費負担後			公費負担前	公費負担後	
					平成27・28年度	平成29年度			平成27・28年度	平成29年度
世帯非課税	本人非課税	生活保護被保護者等	第1段階	0.5	0.45	0.3	第1段階	0.5	0.45	0.3
		本人年金収入80万円以下								
		本人年金収入80～120万円	第2段階	0.75	—	0.5	第2段階	0.65	—	0.5
		本人年金収入120万円超	第3段階	0.75	—	0.7	第3段階	0.75	—	0.7
		本人年金収入80万円以下	第4段階	0.9	—	—	第4段階	0.9	—	—
		本人年金収入80万円超	第5段階	1.0	—	—	第5段階	1.0	—	—
世帯課税	本人課税	本人所得金額120万円未満	第6段階	1.2	—	—	第6段階	1.2	—	—
		本人所得金額120～190万円	第7段階	1.3	—	—	第7段階	1.3	—	—
		本人所得金額190～290万円	第8段階	1.5	—	—	第8段階	1.5	—	—
		本人所得金額290～400万円	第9段階	1.7	—	—	第9段階	1.6	—	—
		本人所得金額400～800万円					第10段階	1.7	—	—
		本人所得金額800万円以上					第11段階	1.8	—	—

事業所に対する期待

① 「桑名市地域包括ケア計画」に盛り込まれた
基本的な考え方の共有

② 施設サービスと同様な機能を地域に展開する
在宅サービスの提供及び活用

③ 「くらしいきいき教室」（仮称）を始めとする
「短期集中予防サービス」の提供及び活用

④ 「介護・医療連携推進会議」又は「運営推進会議」、
「健康・ケア教室」（仮称）等を通じた事業所の地域開放

⑤ 「地域生活応援会議」を始めとする
「地域ケア会議」に対する協力

「地域包括ケアシステム」の構築は
「全員参加型」で「2025年問題」を乗り越えるための
「地域支え合い体制づくり」です。

桑名市市章

水と緑が交流の輪を描く様子を表現し、その中央にハマグリの姿を描き、市の文化や歴史をイメージしました。
　円満に発展し快適で住み良い桑名市を象徴しています。

桑名市
イメージキャラクター
「ゆめはまちゃん」

「はまぐりのまち・桑名」をPRする夢見るはまぐりの女の子です。
　洋服の三本線は、木曽三川をイメージしています。

桑名市における「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、
「オール桑名」で一歩一歩着実に取り組みましょう。